

## 報告第26号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年7月28日
- 2 損害賠償額 1,672,900円
- 3 相手方 市内在住者及び市外在住者（共有者2人）
- 4 事故の概要 令和5年2月19日午前7時30分頃、市内南町三丁目2番31号付近の市道0017において、街路樹が強風により倒れ、相手方の所有する住宅の外壁及びフェンスの一部を破損させた。